

児島港琴浦地区第2小型船舶係留施設 ご利用の手引き

児島港琴浦地区第2小型船舶係留施設の利用者を、次により募集します。

この施設は、放置艇を減らし、水域の利用を適正化する目的で岡山県が整備した簡易な係留施設であり、台風、津波及び高潮等の自然災害や盗難等に対する安全性を保証するものではありません。係留された船舶及び船備品等の管理は利用者自らが行って頂くこととなります。

このため、これらの事象に対しての安全性を追求される方及び船舶の管理ができない方の利用は不適当ですので、民間マリーナの利用や自己所有地での船舶の陸上保管などをお考えください。

利用を希望される方は、次の内容を熟読し、施設の性格、機能、使用者の義務などを十分ご理解の上、使用許可を申請してください。

記

1. 募集する船舶

以下の条件をすべて満たす船舶が利用できます。

- ① 岡山県のプレジャーボート対策要綱に基づくプレジャーボート届出書が受理されている、総トン数5トン未満の船舶であること。
- ② 漁船法に基づく登録を受けた漁船でないこと。
- ③ 現在、民間マリーナに保管されていない船舶であること。
- ④ 下記2『募集する船舶の形態と隻数』の表内『募集する船舶の形態』にある船舶の全長（実測長）、全幅（実測長）の寸法に適する船舶であること。
- ⑤ 船舶検査証書の有効期限を経過していない船舶であるとともに、航行の用に供することができる船舶であること。
- ⑥ 遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録を受けた遊漁船業者の遊漁船をいう。）の係留については、施設での遊漁船乗船客の乗降を行わないものであること

2. 募集する船舶の形態と隻数

全隻数 242隻（各バースごとの内訳は下記のとおり）

	募 集 す る 船 舶 の 形 態	募集隻数
Aバース	全長7m未満、全幅2.8m未満の船舶（施設の水深2.5m）	64隻
Bバース	同上	66隻
Cバース	全長8m未満、全幅3.0m未満の船舶（施設の水深2.5m）	62隻
Dバース	全長9m未満、全幅3.6m未満の船舶（施設の水深2.5m）	50隻

注）A・Bバースの規格で保管可能な船舶は、C、Dバースでの係留の対象とはなりません。同様にCバースの規格で保管可能な船舶は、Dバースでの係留の対象とはなりません。（係留許可後でも船舶の変更等により寸法に変更が生じた場合には、保管可能なバースへ移動していただくことになります。）

3. 施設の概要

(1) 場所及び名称

倉敷市児島田の口地先（児島港琴浦地区）

児島港琴浦地区第2 小型船舶係留施設

(2) 係留の方式

浮棧橋を使用して係留する方式

係船ビーム方式

(3) 駐車場

道路、他の港湾施設、民有地等への不法駐車、無断駐車は絶対に行わないでください。

(4) その他の付帯施設

給水施設、給油施設、給電施設等の便益施設はありません。

4. 使用期日および使用料

(1) 使用期日

使用許可を受けた方は、児島港湾施設使用許可書の使用許可期間内で使用できます。

使用許可期間外での使用はできません。

年度ごとに更新手続きが必要です。

(2) 使用料

使用許可を受けた方は、岡山県港湾施設管理及び利用条例に定める使用料を、別に指定する方法で納期限までに納入してください。（分割等は認めない）

また、指定する納期限までに納入されない場合には、使用許可を取り消します。

※使用料について

全長 6 m（20ft）未満で船室を設けていない船舶

・・・月額 5,590円 年額 56,050円

全長 6 m以上、または全長 6 m未満であって船室を設けている船舶

・・・月額 7,890円 年額 79,150円

- ・船舶検査証書に記載されている船舶の長さにより算定します。
- ・年度の途中からの係留許可の場合は、月額使用料×使用月数（年度末までの月数が上限）で算定します。

5. 施設利用にあたっての注意事項

この施設のご利用にあたっては、岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和27年岡山県条例第21号。以下「条例」という。）、岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則（昭和27年岡山県規則第27号）及び次の事項を守っていただくこととなります。

（使用目的）

（1） 許可を受けた施設を、小型船舶の係留以外の目的で使用してはならない。

（変更許可等）

（2） 係留船舶を変更しようとする場合、倉敷市長（以下「市長」という。）の変更許可を受けなければならない。

（3） 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

① 住所（法人にあっては、その事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）を変更したとき。

② 相続又は合併（法人の場合）により、許可を受けた者の地位を継承したとき。

③ 使用許可期限内に使用を取りやめたとき。

④ 係留船舶の所有者が変更となったとき又は係留船舶を所有しなくなったとき。（この場合は、②の場合を除き、（24）の規定により、許可を取り消すことがある。）

（4） この使用許可に係る権利を、譲渡、貸与又は権利設定の対象としてはならない。

（許可ステッカーの貼付）

（5） 許可を受けた者は、市長が交付する許可ステッカーを、許可を受けて当該施設を使用する船舶の視認しやすい位置に貼付しなければならない。また、許可期間が終了したとき、許可期間内において施設の使用を中止したとき又は許可の取消を受けたときには、当該ステッカーを市長に返却しなければならない。

（使用料）

（6） 許可を受けた施設の使用に係る使用料は、市が発行する納入通知書に記載する納入期限までに全額納付しなければならない。なお、条例の改正により使用料の額が改正されたときは、その改正後の使用料の額とし、使用期間中に使用の廃止又は許可の取消があつて使用を取りやめた場合も、既納の使用料は返還しない。

（7） 使用料の督促及び滞納処分については、地方自治法第231条の3に規定する次の処分をおこなう。

① 使用料を期限までに納付しないときは、期限を指定して督促する。

② 督促を行った場合においては、延滞金の徴収、指定された期限までに納付しないときは地方税の滞納処分の例により処分（差押等）をおこなう。

（施設使用上の注意）

（8） 許可を受けた者が施設内及び施設の付近を航行するに当たっては、海上衝突予防法、港則法、船舶職員及び船舶操縦者法その他の航行安全に関する関

- 係法令の規定を自ら順守するとともに、同伴者に対しても順守を指導しなければならない。
- (9) 許可を受けた施設の使用に当たっては、岡山県及び市長の指導に従い、善良な管理と環境衛生の保持に努めなければならない。
 - (10) 許可を受けた施設の使用に際して、暴力行為その他の利用者又は公衆に迷惑のかかる行為を行ってはならない。
 - (11) 許可を受けた者は、市長から指定された場所に許可を受けた船舶に係留しなければならない。ただし、事情の変更により許可期間内であっても、市長は使用を指定する位置の変更を指示することがある。
 - (12) 許可を受けた施設内では、火気の使用、喫煙、遊泳又は遊漁を行ってはならない。
 - (13) 係留施設内、その周辺の港湾施設又は公共施設に、物品を放置してはならない。
 - (14) 許可を受けた小型船舶係留施設、その他港湾施設又は水域に、市長の許可を受けることなく、工作物を付加するなどの改変を行ってはならない。
 - (15) 施設内において、旅客若しくは遊漁船乗船客の乗降、営業用の貨物の積み卸し又は営業を前提とした募集を行ってはならない。
 - (16) 許可を受けた場合を除き、施設内において、ごみ、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他衛生上有害と認められるものの荷役、爆発物その他の危険物（港則法施行規則第12条に規定する告示に定めるものをいう。当該船舶の燃料、信号紅炎等の常用危険物を除く。以下同じ。）を積載した船舶の係留及び危険物の荷役を行ってはならない。
 - (17) 施設内において、申請者が係留した船舶が自他の船舶やこの施設を損傷することを防ぐため、船舶に所要の防舷材（フェンダー）を設けること。
 - (18) この施設は、台風又は地震等に起因する波浪、高潮、津波又は風からの係留船舶、船舶の付属備品及び乗員の安全を保証するものではない。また、気象又は海象条件の連絡は行わないので、使用者の責任により気象情報等を収集し、波浪等により係留された船舶に被害が及ぶことが予測されるときは、許可を受けた者の責任と負担により当該船舶の安全措置をとらなければならない。
 - (19) 岡山県及び倉敷市は、気象及び海象等船舶の航行に関する情報の提供は行なわないので、許可を受けた者は自らの責任で船舶の運航管理を行うこと。
(許可期限の伸長)
 - (20) この許可に係る使用期間の伸長の許可申請は、許可期限から起算して30日前から10日前までに行われなければならない。
(損害)
 - (21) 施設の使用に当たって、県の管理に属する港湾施設を損傷したときは、直ちに県及び市長に届け出るとともに、県及び市長の指示に従い、この許可を受けた者の負担により速やかに原状に回復しなければならない。また原状回復後は、この旨速やかに県及び市長に届け出るとともに、その検査を受けなければならない。
 - (22) 施設の使用に当たって第三者に損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任により対処しなければならない。
 - (23) 施設内における船舶又は船舶の備品等の盗難に対しては、県及び市は一切

の責を負わない。また、気象、海象その他の外部的な要因に起因した船舶の毀損又は流出等の損害については、県および市は責を負わない。

(許可の取消等)

(24) 次の場合には、許可を取り消し、許可条件の変更又は撤去等必要な措置を命じることがある。

- ① 許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- ② 条例、その他法令の規定又はこの許可の条件に違反する行為があったと市長が認めたとき。
- ③ 港湾施設の保全、その機能の確保又は港湾の荷役能力低下防止のため、市長が必要と認めたとき。
- ④ 係留船舶の所有者が変更になったとき又は、所有権が放棄されたとき。

(25) 前項に定める許可の取消等の処分により損害が生じたときも、岡山県及び市は損害賠償の責を負わない。

(26) 許可の取消しを受けた者に対しては、原則として、以後小型船舶係留施設の使用を許可しない。

(使用終了後の措置)

(27) 使用期間が満了したとき又は許可の取消を受けるなどして施設の使用を終了したときは、施設を使用前の原状に回復して、岡山県に引渡さなければならない。

(通報)

(28) 施設内の事故を発見した場合は、直ちに県及び市長及び水島海上保安部に通報すること。

(その他)

(29) 県及び市長、県及び市長の命じた者、県及び市長の委任した者又は県及び市長の委託した者が、事故防止措置、施設の点検などのため、許可を受けた者の承諾なく係船中の船舶に乗船することを受忍すること。

(30) 許可を受けた船舶の沈没等により、緊急を要するときは、県及び市長において除去等所要の措置をとる場合がある。

(31) 使用者又は第三者が支出した必要費、有益費その他の費用があっても、これを岡山県及び市に請求しないこと。

6. 使用許可申請書の受付

使用許可申請書は、施設に空きがある場合に受け付けます。

(1) 連絡先

倉敷市児島小川町 3 6 8 1 - 3
倉敷市児島支所 4 階 産業課 商工観光係
Tel (086) 473-1115

(2) 執務時間

8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで (ただし、土・日曜日・祝日は除く)
1 2 時 ~ 1 3 時 (昼休憩) 内での申請はなるべくご遠慮ください。

(3) 申込および申請に必要な書類 (申込と申請を同時に行います)

- ① 児島港小型船舶係留施設使用申込書 1 部
 - ② 児島港小型船舶係留施設使用許可申請書 1 部
 - ③ 「船舶検査証書」の写し 2 部
 - ④ 「船舶検査手帳」の写し 2 部
- (旧様式では、船舶の大きさ、形態等が記載されているページ)
- ⑤ 「小型船舶登録事項証明書」または「小型船舶登録事項通知書」の写し
2 部
 - ⑥ 申込者 (使用者全員) の「小型船舶操縦免許証 (海技免状)」の写し
2 部
 - ⑦ 船舶の大きさ (全長・全幅・喫水) の実測値ならびに民間マリーナに保管していない旨の申立書兼調査に係る同意書
1 部
 - ⑧ 当該船舶の全体がわかる写真
船の正面全体がわかるもの 2 枚
船の側面全体がわかるもの 2 枚
写真は当該船舶の船検番号とプレジャーボート届出番号の写っているものを用いること。
不鮮明なものは、受理できない。(ポラロイドカメラでの撮影は不可。デジタルカメラの場合は専用の写真用紙等に印画したものをを用いること。)
写真の大きさはサービスサイズ。(タテ 9 c m ・ ヨコ 1 2 c m 程度)
 - ⑨ 使用に係る誓約書 1 部
 - ⑩ 隣接して係留している使用者に対して、申込者の氏名・連絡先を情報公開してよい旨の同意書 1 部
- 〈以下は、該当する場合のみ提出〉
- ⑪ 共同所有の場合は、小型船舶共同所有者名簿兼委任状
1 部
 - ⑫ 所有権以外の権利に基づき使用している場合には、所有者の承諾書
1 部
 - ⑬ 当該船舶が遊漁船である場合は、遊漁船乗船客の乗降場所が確認できる書類 (遊漁船業の適正化に関する法律第 1 1 条の規定により知事に届け出た業務規程別表 3 (遊漁船の係留場所等) など) 1 部

(4) 申請にあたっての注意点

申込および申請にあたっては、次のことに注意してください。

- ① 申込および申請にあたっては、船舶の所有者本人（船舶を共同所有する場合は代表者、賃貸している場合は貸借人、法人の場合は代表者が指定する者）が直接児島支所産業課に来所してください。（郵送は不可）

なお、本人が来所できない場合には、代理人は委任状が必要です。

- ② 申込および申請に必要な書類が不備な場合は受付できません。
- ③ 記載事項が不備な場合は受付できません。
- ④ 申込および申請に虚偽の内容があるなど不正な行為があった場合には、その申請を不許可とします。（許可済みであった場合は、許可を取り消します。）
- ⑤ 受付時に資格審査を行います。

（注）資格審査は、前記1の『募集する船舶』、かつ前記6の（3）『申込および申請に必要な書類』が整っているかどうかを審査します。

- ⑥ 本手引書に記された使用上の注意事項を事前にご理解頂いていることを証するため、必ず誓約書を提出ください。

※ 届出事項に変更が生じた場合は、速やかに児島支所産業課に連絡し、諸事項の変更手続きを行なってください。